



内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費税率の引上げ、消費税の複数税率導入に反対する請願署名

一 請願要旨

平成 31 年 10 月 1 日に消費税率の引上げが予定されており、これに伴い複数税率の適用が検討されています。本来、応能負担原則に従って税制が構築されることが、憲法の要請する租税の公平に最も合致することは言うまでもありません。また、消費税は、所得が少ない者ほど所得に占める消費の割合が高くなるといった、いわゆる逆進性の問題を内包していることから、所得課税や資産課税といった担税力に優れた税制に補完的に組み合わせることが望ましいものであります。消費税法上、課税事業者が売上先に対して消費税を転嫁する権利が保障されていません。消費税相当額は対価の一部としての性格しか有するものではありません。消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する目的で消費税転嫁対策特別措置法が施行されていますが、実態としてその目的が達成できているとはいえない現状です。そのため間接税である消費税が直接税化し、中小事業者などの経済的弱者が消費税相当額を自ら負担している実態が少なからずあります。従って、経済的格差を助長する消費税率の引上げを行うべきではありません。

消費税率引上げ時に予定されている複数税率の導入により、その効果として期待されている消費税の逆進性の緩和については、生活に不可欠な支出全般が対象となっていないことから低所得者対策になっているとは言い難く、むしろ、比較的支出額の多い富裕層に対する負担軽減となることが懸念されます。また、当連盟が予てより指摘する線引きの複雑さ・曖昧さが、新たな不公平を生み出すこととなります。従って、複数税率を導入してはなりません。

以上の趣旨にたって、次のことを求めます

二 請願事項

- 1 消費税率の引上げを行わないこと
- 2 消費税の複数税率を導入しないこと

請願筆数

8, 296 筆

連絡先：全国青年税理士連盟

会長 前田 信哉

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8 代々木第 10 下田ビル 7F

電話 03-3354-4162

